

「かなみ学びの杜講座」実施規程

1 目的

「学びたい」初心者の受講生と「伝えたい」多種多様な技能を持った講師を繋げ、受講生の「生涯学習のきっかけづくり」の場とする。

また、この講座を通じ、心豊かな連帯感のある人間関係を樹立し、町の生涯学習の推進をより一層図ることを目的とする。

2 名称・開講期間

この講座は、「かなみ学びの杜講座」（以下「講座」という）と称し、各々の講座については、教室と称する。開講期間は年度ごととする。

3 組織

(1) 事務局

事務局は、函南町教育委員会生涯学習課内に置く。事務局は、教室の募集案内の作成、講師・受講生の公募及び管理、開・閉講する教室の決定、教室会場の提供、その他講座に関する事務を行う。

(2) 発表会実行委員会

発表会実行委員会は、各教室の講師及び受講生の代表者各 1 名、事務局で組織し、発表会について協議する。

4 教室

(1) 内容

教室内容は、ア～オの全てを満たすものとする。

ア 初心者を対象とし、年間を通して一貫性を持たせた連続型の学習ができるもの

イ 特定の宗教・政治思想と関わりのないもの

ウ 営業活動、営利目的の活動を伴わないもの

エ 医療処置や投薬を伴わず、また受講により心身の疾患が治癒または改善する等の効用をうたわないもの

オ その他、公共機関が主催する教室の内容としてふさわしいもの

(2) 教室数

20 教室程度とする。

(3) 回数

教室の回数は、月 1 回から 3 回とし、10 回以上 25 回以下を原則とする。

(4) 定員

各教室の定員は、講師と事務局とで協議し決定する。受講希望者が定員を大きく上回った場合、抽選による受講者決定を原則とするが、教室の増設または、指導者(補助)の増員などにより対応が可能になった場合は、受講希望者を受け入れることができる。

(5) 運営

各教室は講師と受講生により自主的に運営する。

(6) 会場

ア 会場は函南町文化センター、函南町西部コミュニティセンター、函南町農村環境改善センターを中心とする。

イ 会場費は無料とし、年間の会場確保は事務局が行う。

5 教室開講申請

(1) 教室の開講を申請する者は、以下のア～オを全て満たす個人またはグループとする。

ア 公共機関が主催する教室の講師としての自覚を持ち、教室を自主的に運営できる者

イ 実施規程及び教室会場の使用ルールを遵守し、講座全体の運営に積極的に協力できる者

ウ 生涯学習の実践継続のため、教室終了後の自主講座移行について努める者

エ 前年度、講座で教室を開講していない者

オ 教室が開講できない場合においても、「函南町人材バンク」に登録(登録期間は5年間)し、町の生涯学習の推進に寄与できる者。

(2) 教室の開講を申請する者は、「開講企画申請書」を提出し、事務局と面談する。

6 開講の決定

(1) 事務局が「開講企画申請書」を審査し、開講するに適していると判断した教室の中から開講する教室を決定する。適した教室数が、20 教室程度を上回った場合、別表の分野ごと 3～4 教室を抽選で決定する。

(2) 事務局は、「開講企画申請書」を提出した者に、「開講企画申請結果通知書」により開講の可否を通知する。

7 受講生

(1) 受講生は、以下のア～エを全て満たす者とする。

ア 開講から閉講まで講座に継続的に参画する学習意欲のある者

イ 初心者

ウ 函南町の在住者。ただし、受講申し込み人数が定員に達しない場合は、函南町の在住者以外でも参加することができる。

エ 講座で、同一講師の教室を受講していない者

(2) 年度途中で受講を取りやめる場合、受講生は必ず事務局に「受講辞退届」を提出する。

8 講師

(1) 開講の決定を受けた者は、教室の講師となり、以下のア～エを行う。

ア 「開講企画申請結果通知書」のとおり教室運営を行う。

イ 講師は毎回出欠の確認を行い、受講生の数を把握する。

ウ 最終教室終了後、「実績報告書」を事務局に提出する。

エ 受講料等の出納管理を責任をもって行う。

(2) 講師はやむをえない事情等により、「開講企画申請結果通知書」の内容を変更する場合は事務局と協議する。

9 受講料等

(1) 受講料

各教室 1 回につき 1 人 500 円とし、講座回数の半数を前期、残りを後期とし、2 回に分けて講師が徴収する。受講料は、講師料、講師教材費、講師旅費等に充てることができる。ただし、初回の教室は説明会とするので、受講料は徴収しない。

また、講師の都合により教室回数が減った場合や教室を閉講した場合は、講師は実施しなかった回数分の受講料を返納する。ただし、受講生の都合による欠席、受講辞退については返納しない。

(2) 教材費等

教材費は、受講料とは別に個人負担とする。教室資料の印刷は、各施設の印刷機を無料で使用できる。また、印刷用紙は教育委員会より現物支給される。備品等については、各施設のものを無料で使用することができる。

(3) 教室における音楽の使用

教室において音楽を使用する講師は、事務局に音楽利用状況を申告し、一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC) の使用料規定に従い、音楽著作物使用料を負担する。事務局は、教室における音楽の使用について、一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC) と音楽著作物利用包括契約を締結する。

10 その他(補足事項)

(1) 教室の運営上で知り得た個人情報、教室の運営目的以外に使用しない。

(2) 講座の教室としてふさわしくない行為があったと事務局が判断した場合は、教室を閉講する。

(3) 実施規程に定めるもののほか、必要な事項は事務局が別に定める。

別表 分野の内訳

1 「健康・フィットネス」

2 「ダンス・舞踊」

3 「音楽」

4 「絵画・手工芸」

5 「教養・趣味」

6 「生活・文化」

「かなみ学びの杜講座」名の由来

「杜」の中国古来の読みは、「ト」「ズ」「ヤマナシ」です。「もり」という読み方の由来には諸説あり、漢字本来の意味と一致しない日本独自の読み方です。

仙台藩士の伊達政宗公は、飢餓に備えて屋敷内にカキや梅などの実のなる木や竹を植えるよう奨めました。こうして、仙台の町全体が緑に囲まれました。この姿が、「森の都」として、観光案内に記され、昭和に入って「杜の都」と表されるようになりました。

「杜」は自然に生えている樹木や草花だけでなく、その町の人々が手をかけて育ててきた豊かな緑をさすので、自然にできた樹木の「森」ではなく「杜」と表すようになりました。その町の人々の手によって育てられた豊かな緑を講座によって育てられる「趣味」や「特技」、「知識」「技能」といったものを指すとして、「かなみ学びの杜講座」と名付けました。